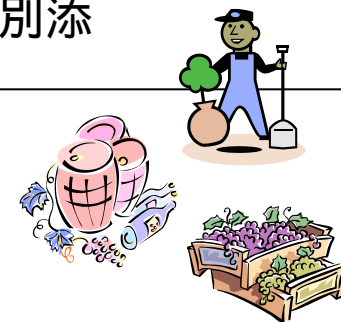


・醸造用ぶどう安定供給体制確立事業費補助金交付とは？

別添



- ①醸造用ぶどう安定取引推進会議を通じて、ワイナリーとの長期取引契約を締結し、醸造用ぶどう（醸造用甲州・ソワノワール）を新植・改植する農家を支援
⇒新植・改植費用の軽減。長期安定的な収入源の確保も可能に。
- ②醸造用ぶどう安定取引推進会議を通じて、農家から新たにほ場を借り受け、醸造用ぶどう（醸造用甲州・ソワノワール）を新植・改植するワイナリーを支援
⇒新植費用の軽減。長期安定的な収入源の確保も可能に。

現状

STEP 1

STEP 2

STEP 3

将来

農家

新植・改植の負担大
不安定取引

ワイナリー

醸造用ぶどうの
生産量の減少が危惧

醸造用ぶどう安定取引
推進会議への参加

JA等

醸造用ぶどう安定取引推進会議

農家

ワイナリー

農家とワイナリーの
マッチング等を実施

長期取引契約の締結

農家A

Aワイナリー

農家B

Bワイナリー

ほ場借受による
ワイナリーの栽培

農家C

Cワイナリー

農家D

Dワイナリー

醸造用甲州
ソワノワールを新植・改植

農家

ワイナリー

補助金交付

山梨県農政部
果樹園芸振興課

農家

契約に基づく
安定的収入の確保

ワイナリー

ワイン醸造用ぶどうの
安定的確保

補助金の種類

醸造用ぶどう安定供給体制確立事業費補助金

事業実施主体

醸造用ぶどう安定取引推進会議

補助額

100千円／10a(定額)
※予算の範囲内

予算上限

1,500千円(令和8年度)

対象経費

棚・垣根等の修繕費、土壌改良費、苗木代、育成費等

対象品種

醸造用甲州(推奨4系統)、ソワノワール